

第54回定時株主総会招集ご通知 交付書面への記載を省略した事項

① 会社役員の状況……………	1頁
責任限定契約の内容の概要	
補償契約の内容の概要	
役員等賠償責任保険契約の内容の概要	
② 業務の適正を確保するための体制 ……	2頁
③ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 ……	4頁
④ 計算書類の個別注記表 ……	5頁

上記事項につきましては法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律にお送りいたします。

ジャフコ グループ株式会社

会 社 役 員 の 状 況

●責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である各取締役は、定款第28条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査等委員である各取締役とも法令が規定する額としております。

●補償契約の内容の概要

当社は取締役豊貴伸一、三好啓介、取締役（常勤監査等委員）田村茂、取締役（監査等委員）梶原慶枝、村岡香奈子及び土井俊範と、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。なお、当該補償契約によって取締役の職務の執行の適正性が損なわれないよう、補償契約締結を承認する取締役会決議の際は独立社外取締役の全員（自身に関する契約を除く。）が賛成することを条件としております。

●役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員及び管理監督者である従業員等ならびに未上場の国内外投資先へ役員派遣されている当社役職員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社側負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務ならびに当該会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容の概要は以下のとおりであります。

当社は以下のとおり、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制ならびに当社監査等委員会の職務の執行のために必要な体制を整備し、運用する。

1. 当社グループの取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識のもと、当社グループの取締役、執行役員及びパートナー（これらに相当する役職にある者を含む。以下「取締役等」という。）は、全社的な見地から当社グループ全般の法令遵守の徹底に率先して努める。また、当社取締役社長が指名するコンプライアンス・オフィサーは当社グループの法令遵守に対する取り組み全般を統括する。
 - ・当社は、当社グループ各社に共通のグローバル・コンプライアンス・ポリシーを作成し、当社グループ各社は、当該ポリシーに基づき、適用される法制度、事業内容、企業規模、組織体系その他の特性を踏まえた法令等の遵守体制を整備し、徹底する。
 - ・反社会的勢力との関係を遮断し、断固とした姿勢で臨む。反社会的勢力の排除に組織全体として取り組み、そのための対応部署を設置し、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携する。
 - ・当社の内部監査室は、当社グループにおける法令等の遵守状況を監査し、取締役社長及び監査等委員会ならびに必要に応じて取締役会に報告する。また、当該監査を受けた部署または子会社は、是正または改善の必要を指摘された場合はすみやかに対処する。
 - ・法令等に違反する、または違反するおそれがある行為ならびに職場におけるハラスメントを当社グループの役職員、投資先企業および投資検討先、顧客ならびに取引先等当社の業務と関わりのある者が直接当社に情報提供する方法として通報制度を設け、運営する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・当社は、取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、その他取締役等の職務の執行に係る重要な文書や情報を、法令や社内規程に従って適切に保存・管理する。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社グループの取締役等は、リスク管理のための体制や施策等を整備する権限と責任を有する。また、当社の管理担当役員は当社グループのリスク管理に対する取り組みを横断的に推進する。
 - ・当社においては、当社の主たる事業であるプライベート・エクイティ投資に係るリスクを管理するため、社内規程に基づき取締役社長やパートナー等で構成される投資委員会での審議を経て投資の可否を決定する。また投資部門が未上場投資先会社の業容を随時かつ定期的に把握し、必要に応じた対応を行う。
 - ・子会社においては、所在国、事業内容、企業規模、組織体系その他の特性を踏まえた適切な体制を設け、当社はその業務内容を把握し、リスクを管理する。
 - ・当社グループの取締役等は、当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合は、直ちに当社の管理担当役員に報告し、当社は事案に応じ適切な対応を行う。
4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社の取締役等の職務分担を明確にし、業務分掌や職務権限に係る社内規程を設け、役割分担や指揮命令関係などを通じて業務の効率的な遂行を図る。
 - ・当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時に開催し、業務執行上の重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況の監督を行う。
 - ・当社グループ及び運用ファンドのポートフォリオ管理制度を充実させ、当社の取締役会において定期的に状況を報告することにより、パフォーマンス管理の徹底を図る。
 - ・投資及びファンド運用に係る委員会その他必要な会議を設置し、プライベート・エクイティ投資に係る意思決定の効率化を図る。
5. 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社の役員に当社の取締役、執行役員または使用人を派遣するとともに、当社取締役会で子会社の役員等が定期的に当該子会社における重要な業務執行状況の報告を行う。
 - ・子会社は、その財務情報及び子会社がファンドを運用管理する場合は当該ファンドの運用状況について、定期的に当社に報告する。さらに業務上関連する部署間での情報交換などを通じて、当社及び子会社間で業務の適正を確保するための連携を図る。
 - ・子会社の社長は、各社の業務の適正を確保するための体制や施策等を整備する権限と責任を有する。
 - ・当社による内部監査及び監査等委員会の監査は、子会社もその対象として実施する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、ならびに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 必要に応じ、監査等委員会の職務を補助すべき取締役または使用人を配置するものとし、当該使用人の人事については、取締役と監査等委員会が協議を行う。
 - ・ 監査等委員会を補助すべき使用人が監査等委員会の補助業務を遂行する際の、当該使用人への指揮命令権は監査等委員会に属するものとする。
 - ・ 監査等委員会の監査にあたっては、内部監査室の監査の結果を活用する。また内部監査室は、監査等委員会との協議により、必要に応じて監査等委員会が要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。
7. 当社グループの取締役等及び使用人が当社監査等委員会に報告をするための体制ならびに報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ 当社グループの取締役等及び使用人は、監査等委員会からの要請に応じ、職務の執行ならびに業務の状況について報告する。
 - ・ 当社グループの取締役等及び使用人は、当社及び子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、法令・定款違反行為、取締役の不正行為、ならびに通報窓口への通報内容のうち取締役等に関係するものその他重大なものを、すみやかに監査等委員会に報告する。
 - ・ 通報制度の窓口を社内外に設置し、内部窓口には当社監査等委員を含めることとする。
 - ・ 通報窓口に通報した者や当社監査等委員会への報告を行った者は、当該通報・報告を理由として不利な取扱いを受けないものとする。
8. 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査等委員の監査に係る諸費用については、監査の実効性を担保するため必要な予算を設けるとともに、監査等委員より費用の申請があった場合は、経理部門で確認の上支払うものとする。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 代表取締役は、監査等委員との間で定期的に意見交換を行う機会を設ける。
 - ・ 取締役等は、監査等委員が社内の重要な会議または委員会に出席する機会を確保する。
 - ・ 監査等委員会と内部監査室ならびに会計監査人は、定期的な協議の機会を設け、情報交換、意見交換を通じてその連携を強化する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

なお、当社は、アジアにおける子会社JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd (現JIF Capital Ltd.、以下、「JIAP」) の全株式を2025年10月31日に、米国における子会社JAFCO America Ventures Inc. (投資業務は「Icon Ventures」名で運営。以下、「Icon」) の全株式を2026年1月6日(米国現地時間)に譲渡しました。これに伴い、JIAP及びその子会社並びにIconは当社子会社ではなくなり、当事業年度末の時点では海外業務や海外拠点は存在しません。

1. コンプライアンス管理

- ・各種の法令・制度改正に関して、社内規程や業務フロー等への影響度を関連部署で検討し、必要な対応に取り組みました。
- ・当社の全役職員より、年1回、情報管理、インサイダー取引規制や個人の株式売買等に関する法令や社内規程の遵守について誓約書の提出を受け、コンプライアンス意識の浸透を図っています。また、コンプライアンス総論、受託者責任、ハラスメント防止等の研修を開催し、コンプライアンス遵守の実効性向上に努めています。
- ・反社会的勢力の排除ならびにマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策として、ファンド出資等に係る取引時確認の実施、関連情報の収集把握、警察や弁護士等の外部専門機関との連携等に努めています。
- ・「財務報告に係る内部統制に関する規則」を制定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を会計監査人とも連携しながら実施しています。
- ・すべてのステークホルダーの人権を尊重し、持続可能な社会の実現に貢献するため、「ジャフコ グループ人権方針」を制定しました。

2. リスクの管理

- ・内部監査室は、内部監査計画に基づき当社各部門及び海外子会社について内部監査を実施し、当該監査結果を取締役社長、監査等委員会及び取締役会に報告しています。
- ・海外業務を担当する役員等は、取締役会の業務報告において、海外拠点の投資、ファンド運用その他海外業務に関する重要な事項を定期的に報告しています。
- ・当社グループのコンプライアンス管理及びリスク管理の状況について、定期的に取締役会へ報告しています。
- ・未上場投資先企業への投資につき、当社内の評価に係る会議において、回収予想金額が取得原価の70%を下回る可能性が高いと判断する場合には、当社で定める「未上場営業投資有価証券の評価引当基準」に基づき、回収予想金額に応じて損失見積額を投資損失引当金として計上しています。
- ・投資先企業における事業、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンスやリスク管理上の課題把握に努め、投資部門を中心にこうした課題の改善に投資先企業とともに取り組みました。またこのような情報を可能な範囲で社内で共有し、他の投資先支援への参考にしています。
- ・2019年以降に設立した国内の基幹ファンドの運用では、当社等との間で利益相反の余地がある事項等につき有限責任組合員の代表により構成されるアドバイザリーボードに助言を求め、利益相反等を事前に防止する態勢を強化しています。

3. 職務執行の効率性

- ・定例の取締役会を原則毎月1回開催し、経営上の重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っています。
- ・未上場企業への投資に関する意思決定は、日本・アジア・米国それぞれの拠点が設ける投資に係る委員会が行うことで、各地域の状況に応じた適切なリスク管理と効率的な職務執行を図っています。(なお、アジア及び米国子会社については上記の通り当事業年度中に譲渡しました。)
- ・投資先企業の成長シナリオを想定し、それを実現するための具体的なアクションを、パートナー・投資担当者及びその他の関係者において随時かつ定期的に検討し、実施しています。
- ・毎月の取締役会においてポートフォリオの月次状況を報告し、部門・子会社及びファンドごとのポートフォリオ管理を徹底して、ファンドパフォーマンスの向上を図っています。
- ・社内の業務プロセスを継続的に見直すとともに、IT等の業務インフラの導入・刷新、フレックスタイム制やリモートワークの実施による柔軟な働き方、報酬・評価制度の見直し等により、業務の円滑な実施、効率化と生産性の向上を図っています。

4. 監査等委員会による監査・監督

- ・常勤の監査等委員を主体とし、内部監査室とも連携しながら、投資委員会その他社内の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるなどして、業務執行の監督を行っています。
- ・監査等委員は取締役、執行役員、パートナー、投資その他の部署の責任者や担当者へヒアリングを実施し、重要な意思決定や職務の執行状況等に関する説明を受けました。
- ・代表取締役または所管の役員等による決裁書面は、常勤の監査等委員に回覧されるとともに、監査等委員会は所管部署から当該決裁状況につき別途定期的な報告を受けています。
- ・内部監査室及び管理部の職員が、必要に応じて監査等委員会の業務を適宜補助しています。
- ・監査等委員は、指名・報酬委員会等において代表取締役との意見交換を行っています。また、監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と定期的に協議の機会を設けています。
- ・通報窓口に通報した者や当社監査等委員会への報告を行った者は不利な取扱いを受けないことをイントラネット等で周知しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------------------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法に基づく原価法であります。 |
| ② その他有価証券（営業投資有価証券を含む） | |
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法であります。
評価差額は、未上場投資先の新株予約権や新株予約権付社債等の株式以外の投資等は全部純資産直入法により処理し、それ以外の有価証券については部分純資産直入法により処理しております。また、売却原価は移動平均法により算定しております。 |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法に基づく原価法であります。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|--|
| ① 有形固定資産 | 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 8年～18年
器具及び備品 3年～15年 |
| ② 無形固定資産 | ソフトウェア（自社利用分）について、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| ① 投資損失引当金 | 期末に有する未上場営業投資有価証券の損失に備えるため、投資先企業の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。なお、損益計算書の「投資損失引当金繰入額（戻入額）」は、投資損失引当金の当事業年度末残高と前事業年度末残高の差額から、下記（注）の科目振替額を控除したものを計上しております。また、減損処理を実施した未上場営業投資有価証券については、減損損失相当額を投資損失引当金繰入額に含めて計上し、取得原価から直接減額していません。

（注）投資損失引当金の前事業年度末残高には、前事業年度まで当社の子会社だったJAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd（現JIF Capital Ltd.、以下、「JIAP」）及びJAFCO America Ventures Inc.（投資業務は「Icon Ventures」名で運営。以下、「Icon」）が運用するファンドに係る投資損失引当金も含まれておりましたが、「(6) 追加情報 ① 譲渡対象子会社が運用するファンド出資持分に係る会計処理の変更」に記載の通り、当事業年度にこれら子会社の株式を全て譲渡したことに伴い、当該ファンドに対する当社出資持分は総額法から純額法へ会計処理を変更いたしました。そのため、これまで貸借対照表上「投資損失引当金」として計上していた当該投資損失引当金は、「投資有価証券」に含まれることとなりました。貸借対照表の投資損失引当金の当事業年度末残高と前事業年度末残高の差額には、当該科目振替による投資損失引当金の減少額が含まれておりますため、当事業年度の「投資損失引当金繰入額（戻入額）」の算定の際に控除しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。 |
| ③ 役員臨時報酬引当金 | 役員の臨時報酬の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。 |
| ④ 退職給付引当金 | 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

- ① 営業投資有価証券売上高及び売上原価
- ② 投資事業組合管理収入

営業投資有価証券売上高には、投資育成目的の営業投資有価証券の売却高、受取配当金及び受取利息を計上し、同売上原価には、売却有価証券帳簿価額、支払手数料、強制評価損等を計上しております。

投資事業組合管理収入は、管理報酬と成功報酬で構成される顧客との契約から生じる収益であり、計上基準は以下のとおりであります。

- ① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容
当社が運用するファンドを組合契約に基づいて管理・運用する義務があり、一定の期間にわたり継続して履行義務が充足されます。
- ② ①の義務に係る収益を認識する通常の時点
(管理報酬) 一定の期間にわたる履行義務を充足した時点で収益を認識しております。
(成功報酬) 当社が運用するファンドから受け取る成功報酬は、変動対価であり、収入金額が期末時点で将来、著しい減額が発生しない可能性が高いと見込まれた時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- ② ファンドへの出資に係る会計処理

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

当社が運用するファンドへの出資金に係る会計処理は、当社と決算日が同一であるものについては、当社の決算日におけるファンドの財務諸表に基づいて、また、当社と決算日が同一でないものについては、当社の決算日におけるファンドの仮決算による財務諸表に基づいて、総額法によりファンドの資産、負債及び収益、費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

また、当社以外が運用するファンド（以下、「他社ファンド」）への出資金に係る会計処理は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の財務諸表に基づいて、出資持分相当額を純額で取り込む方法によっており、貸借対照表に係る持分相当額については投資有価証券として、損益計算書に係る持分相当額については営業外損益として計上しております。

また、他社ファンドが保有する非上場株式については、他社ファンドでの評価額等の財務情報に基づき、評価額が取得原価を下回る場合にはその下落額等を勘案し、当社で定める評価基準により必要と判断する場合には、相当の減額を行い、当期の費用として営業外損益に計上しております。

なお、前事業年度まで当社の子会社であったJIAP及びIconが運用するファンドについては、これら子会社の株式を全て譲渡したことに伴い、会計処理等を変更しております。詳細は「(6) 追加情報」をご参照ください。

- ③ 売上総利益区分

営業投資有価証券の回収過程で発生する損益を確定したものと未確定のものに区分し、確定したものについては投資成果を、未確定のものについては保有に伴って生じる見込損失の変動状況をそれぞれ明確にするため、見込損失部分を除外した売上総利益区分を設けております。その後、〔(3) 引当金の計上基準 ①投資損失引当金〕に記載の方法で算定した投資損失引当金の増減額を「投資損失引当金繰入額（戻入額）」として、また、営業投資有価証券の評価差額（全部純資産直入法に基づく評価差額を除く）について、当事業年度末において時価が取得原価を下回る金額から前事業年度末における当該金額を控除した純額を「部分純資産直入法に基づく営業投資有価証券評価損（戻入益）」として区分表示しております。

- ④ 消費税等の会計処理

控除対象外の消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。ただし、固定資産に係る控除対象外の消費税等は、投資その他の資産の「その他」に含めて計上し、法人税法の規定により均等償却しております。

(6) 追加情報

- ① 譲渡対象子会社が運用するファンド出資持分に係る会計処理の変更

2026年1月7日公表の「非連結決算への移行に関するお知らせ」に記載の通り、当社の連結子会社JIAPの全株式の譲渡が2025年10月31日に完了したことに伴い、JIAP及びその連結子会社は当社の連結範囲から除外されることとなりました。また、2026年1月6日（米国現地時間）に当社の米国における非連結子会社Iconの全株式を現地マネジメントが設立した法人に譲渡完了しました。

これまで、JIAP及びIconが運用するファンドへの当社出資持分は営業投資有価証券とし、その出資持分に係る損失見積額は投資損失引当金として、総額法にて会計処理しておりましたが、上記の株式譲渡に伴い、JIAPのファンドについては2026年3月期第3四半期首である2025年10月1日をもって、Iconのファンドについては2026年3月期第3四半期末である2025年12月31日をもって、

「(5) その他計算書類作成のための基本となる事項 ② ファンドへの出資金に係る会計処理」に記載の通り、それぞれのファンドへの当社出資持分からその引当金を除いた純額を、投資有価証券として純額法にて会計処理することに変更いたしました。なお、当事業年度末のJIAP及びIconのファンドに係る投資有価証券残高は、「3. 貸借対照表に関する注記 (1) 投資有価証券のうち他社ファンドへの出資持分の内訳」をご参照ください。

併せて、これまでは上記出資持分に係る損益は売上高、売上原価に計上し、その引当金に係る損益は投資損失引当金繰入額に計上しておりましたが、本変更以降に生じた出資持分及びその引当金に係る損益については、営業外損益として計上することといたしました。

- ② 譲渡対象子会社が運用するファンドの決算取込期間の変更

上記の株式譲渡に伴い、当社財務諸表作成にあたり使用する、JIAP及びIconが運用するファンドの財務諸表は、これまで当社の決算日である3月31日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しておりましたが、「(5) その他計算書類作成のための基本となる事項 ② ファンドへの出資金に係る会計処理」に記載の通り、当事業年度より当該ファンドの決算日である12月31日の財務諸表を使用することといたしました。

この結果、当事業年度の当社財務諸表においては、当該ファンドの2025年4月1日から2025年12月31日までの期間に係る財務諸表を取り込んでおります。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 投資損失引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|---------|----------|
| 投資損失引当金 | 8,940百万円 |
|---------|----------|

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ. 算出方法

投資損失引当金は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 引当金の計上基準 ① 投資損失引当金」に記載のとおり、事業年度末に有する未上場営業投資有価証券の損失に備えるため、投資先企業の実情を勘案の上、その損失見積額を計上しております。損失見積額の算出にあたっては、個別投資先ごとに入手することができる直近の実績データを収集し、業績悪化の程度や資金調達の状況を踏まえて、今後1年程度は事業運営することができる資金力（業績回復も含む）をベースとし当該営業投資有価証券の回収予想金額を算出しております。その結果、当社内の評価に係る会議において、当該営業投資有価証券の回収予想金額が取得原価の70%を下回る可能性が高いと判断する場合には、当社で定める「未上場営業投資有価証券の評価引当基準」に基づき、当該回収予想金額に応じて損失見積額を計上しております。

ロ. 主要な仮定

投資先企業の実情（直近ファイナンスの状況、事業計画や予算に対する売上高・利益・その他重要業績評価指標（KPI）の達成状況、株式上場やトレードセール等の実現可能性、売却見込額、資金繰り、経営陣及び取引先の状況等）を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先企業の事業計画や予算に対する進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には、投資先企業の事業活動・資金調達活動等及び投資先株式等のEXITに大きな影響があるため、翌事業年度の計算書類において当該投資損失引当金に影響する可能性があります。

(2) 投資有価証券に含まれる他社ファンドへの出資持分の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券に含まれる他社ファンドへの出資持分	35,219百万円
-------------------------	-----------

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ. 算出方法

投資有価証券に含まれる他社ファンドへの出資持分の評価は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) その他計算書類作成のための基本となる事項 ② ファンドへの出資金に係る会計処理」に記載のとおり、持分相当額を純額で計上する方法によっております。また、他社ファンドが保有する非上場株式については、他社ファンドでの評価額等の財務情報に基づき、評価額が取得原価を下回る場合にはその下落額等を勘案し、当社で定める評価基準により必要と判断する場合には、相当の減額を行っております。

ロ. 主要な仮定

他社ファンドから入手する財務情報（保有する非上場株式の評価額等）を勘案の上、評価を行っております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

他社ファンドの投資先企業において事業計画や予算に対する進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合等により、他社ファンドが保有する非上場株式の評価額が下落した場合には、翌事業年度の計算書類において投資有価証券の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 ー百万円

(繰延税金負債と相殺前の金額は1,952百万円であります。)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ. 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りに際して、当社の事業特性から将来の収支の予測を確実に見込むのは困難であるため、一定期間の相場変動を織り込んだ過去の実績等を用いた予測を基に繰延税金資産を算出しております。ただし、当社はその事業特性から株式市場並びに新規上場市場の影響を強く受けることから、実際に市場環境等に変動があった場合には、業績が長期間低調に推移する可能性も考慮したうえで、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

ロ. 主要な仮定

過去一定期間の投資回収倍率が、見積り可能な期間の予想投資回収倍率となるであろうという前提に基づいたうえで、今後の不確実性も考慮し、一定のストレスをかけて将来の収支を予測しております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

上記のとおり、市場環境等の影響で収益水準が大きく変動することに伴い、課税所得の見積額が変動し、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあり、結果として、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 投資有価証券のうち他社ファンドへの出資持分の内訳

JIF Capital Ltd.運営ファンド (注)	16,665百万円
Icon Ventures運営ファンド	18,241百万円
その他	312百万円
合計	35,219百万円

(注) JIF Capital Ltd.は、2025年11月24日付でJAFCO Investment (Asia Pacific) Ltdより社名を変更しております。

(2) 担保に供している資産

担保に供している資産並びに担保付債務はありません。

ただし、当社の投資先企業の債務に対し、以下の資産を担保に供しております。

営業投資有価証券 6,412百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

207百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

0百万円

② 短期金銭債務

ー百万円

(5) 取締役等に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 金銭債権

39百万円

② 金銭債務

ー百万円

(6) コミットメントライン契約

当事業年度において、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結いたしました。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	3,000百万円
借入実行残高	ー百万円
差引額	3,000百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業収入額	7百万円
② 営業支出額	10百万円
③ 営業取引以外の取引高	3,833百万円
(2) 営業投資有価証券売上原価に含まれている強制評価損	1,671百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	56,060千株	一千株	1,810千株	54,250千株

(注) 発行済株式の総数の減少は自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,492千株	2,011千株	1,873千株	1,629千株

- (注) 1. 自己株式の数の増加は取締役会の決議に基づく自己株式の取得によるものであります。
2. 自己株式の数の減少のうち、63千株は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるもの、1,810千株は自己株式の消却によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2025年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	3,055百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	56円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年5月27日

2025年10月24日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	3,515百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	66.5円
・基準日	2025年9月30日
・効力発生日	2025年11月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	3,499百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	66.5円
・基準日	2026年3月31日
・効力発生日	2026年5月26日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)		(単位：百万円)
営業投資有価証券時価評価損		83
投資損失引当金		2,817
累積為替変動対応費用		13
未払事業税等		48
投資有価証券評価損		2,702
会員権評価損		20
退職給付引当金		105
成功報酬益金算入額		573
その他		594
繰延税金資産小計		6,959
評価性引当額		△5,007
繰延税金資産合計		1,952
(繰延税金負債)		(単位：百万円)
その他有価証券評価差額金		8,625
繰延税金負債合計		8,625
繰延税金負債の純額		△6,673

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	(単位：%)
法定実効税率	30.62
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.35
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△16.01
住民税均等割	0.07
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.90
評価性引当額の増減	5.98
その他	0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.14

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、当社が管理運営するファンドへの出資を通じて、未上場株式等を対象とする投資運用業を行っております。こうした投資運用業を行うための資金は、自己資本の範囲内での投資を原則としつつ、必要に応じて銀行借入による間接金融などによって調達しております。また、一時的な余資は安全性及び流動性の高い金融資産で運用しており、投機的取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業投資有価証券は、投資育成を目的として保有する株式等であります。また、投資有価証券は主に、事業推進目的で保有する株式と他社ファンドへの出資であります。営業投資有価証券並びに投資有価証券のうち、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建株式については、上記リスクのほか為替変動リスクに晒されております。

当社の主たる投資対象である未上場企業は、上場企業に比べ、収益基盤や財務基盤が不安定で経営資源も制約されるため、経済環境等の影響を受けやすく、他社ファンドを通じて投資する場合も含め、未上場株式等への投資には、以下のようなリスクが存在します。

イ. 投資によってキャピタルゲインが得られるかどうかについての確約はありません。

ロ. 投資によってはキャピタルロスが発生するリスクがあります。

ハ. 投資対象は、ファンドの運用期間中に株式上場、売却等が見込める企業を前提としていますが、株式上場時期・売却等が見込みと大幅に異なる可能性があります。

ニ. 未上場株式等は上場企業の株式等に比べ流動性が著しく劣ります。

借入金及び転換社債型新株予約権付社債は、主に投資運用業を行うための資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 未上場株式等への投資のリスクの管理

当社の投資運用事業は、投資資金の増殖回収を目的としており、主な投資対象は、将来、株式上場や企業買収、トレードセール等によるキャピタルゲインが期待できる未上場企業であります。未上場企業への投資については、投資部門で、投資候補先企業に対する事業性、技術力、財務状況、経営者評価等の観点から評価を行い、所定の委員会で投資の可否を決定しております。

投資後は、投資部門等が、投資先企業の経営状況を随時かつ定期的にモニタリングし、財務状況の悪化、事業計画の遅延等の早期把握に努め、一定以上の損失が見込まれる場合には、投資損失引当金を計上することにより、将来の損失に備えております。

また、投資先企業が業績その他の理由で上場の見通しが立たない場合、もしくは企業価値の増加が見込めないと判断した場合は、未上場段階で第三者等へ売却することによって流動化を図っております。

他社ファンドへの出資については、定期的に決算書を入手し、ファンド及び発行体の財務状況を把握しております。

ロ. 市場リスク（市場価格や為替等の変動リスク）の管理

当社は、市場リスクに関する定量的分析に代えて、上場営業投資有価証券については、継続的に時価や発行体の経営状況等を把握し、適切な価格、タイミングで流動化を図っており、外貨建株式については、為替変動の継続的モニタリングを行っております。

また、投資有価証券のうち主に業務上の関係を有する企業の株式については、定期的に時価や経営状況を把握するとともに、当社との関係等を勘案して継続的に保有状況を見直すことで、定量的分析に代えてリスク管理を行っております。

リスク変数の変動を合理的な範囲で想定した場合の開示情報

・株価リスク

(国内上場営業投資有価証券・投資有価証券)

当社において、国内株式市場の株価リスクの影響を受ける主たる金融商品は、国内株式市場に上場している「営業投資有価証券」、「投資有価証券」であり、その貸借対照表計上額は9,305百万円であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2026年3月31日現在の株価が仮に10%低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は930百万円減少するものと考えられます。反対に、株価が10%高ければ、930百万円増加するものと考えられます。

(海外上場営業投資有価証券)

当社において、海外株式市場の株価リスクの影響を受ける主たる金融商品は、海外株式市場に上場している「営業投資有価証券」であり、その貸借対照表計上額は10,267百万円であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2026年3月31日現在の株価が仮に10%低ければ、当該金融資産

と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は1,026百万円減少するものと考えられます。反対に、株価が10%高ければ、1,026百万円増加するものと考えられます。

・外国為替リスク

当社において、外国為替レート（主として円・米ドルレート）のリスクの影響を受ける主たる金融商品は、「営業投資有価証券」の上場外貨建株式であり、その貸借対照表計上額は10,267百万円であります。

その他すべてのリスク変数が一定の場合、2026年3月31日時点で、円が対米ドルで仮に10%円安になれば、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は1,026百万円増加するものと考えられます。反対に、円が対米ドルで10%円高になれば、1,026百万円減少するものと考えられます。

ハ. 資金調達に関する流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

借入金及び転換社債型新株予約権付社債は流動性リスクに晒されていますが、当社では適時に資金繰計画を作成・更新する方法により管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、非上場株式等については含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 営業投資有価証券	19,765	19,765	－
(2) 投資有価証券	640	640	－
資産計	20,406	20,406	－
(1) 長期借入金	149	148	△0
(2) 転換社債型新株予約権付社債	15,000	18,881	3,881
負債計	15,149	19,029	3,880

（注1）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）上表に含めていない営業投資有価証券及び投資有価証券

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式（＊1）	44,796
投資有価証券に属するもの	
非上場株式（＊1）	591
関係会社株式（＊1）	38
その他（＊2）	35,219

（＊1）「非上場株式」及び「関係会社株式」については、市場価格がないため「(1) 営業投資有価証券」及び「(2) 投資有価証券」には含まれておりません。

（＊2）投資有価証券に属するもののうち、「その他」は、他社ファンドへの出資であります。当該出資は、貸借対照表に持分相当額を純額で計上しているため、「(2)投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度末における、当該出資に係る貸借対照表計上額の合計額は35,219百万円であります。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	61,183	－	－	－
合計	61,183	－	－	－

(注4) 長期借入金及び転換社債型新株予約権付社債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	134	15	—	—	—	—
転換社債型新株 予約権付社債	—	—	15,000	—	—	—
合計	134	15	15,000	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券	18,290	—	1,474	19,765
投資有価証券	640	—	—	640
資産計	18,931	—	1,474	20,406

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	148	—	148
転換社債型新株予約 権付社債	—	18,881	—	18,881
負債計	—	19,029	—	19,029

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券

営業投資有価証券のうち、上場株式の時価は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

また、営業投資有価証券のうち、TOKYO PRO Marketに上場している株式は、原則として、時価は取引所の価格によっており、当該市場の流動性等を考慮し、レベル2の時価に分類しております（なお、上記のうち著しく流動性の低い一部の株式については、投資先企業の実情を勘案し、回収予想金額に基づき時価を算定しております。これは、主に観察できないインプットを用いて時価を算定していることから、レベル3に分類しております。）。

さらに、営業投資有価証券のうち、未上場投資先の新株予約権や新株予約権付社債等の株式以外の投資の時価については、類似会社の市場価格に基づく評価技法や、最終取引価格や種類株式の優先条件等を考慮した取引事例に基づく評価技法等により株主価値を算定しております。そして、オプション・プライシング・モデル等により、当該株主価値を各投資の時価に配分しております。これらは、主に観察できないインプットを用いて時価を算定していることから、レベル3に分類しております。

これらのレベル3に分類された営業投資有価証券の時価の算定に用いられた観察できないインプットは、主に評価倍率、非流動性ディスカウント、ボラティリティ、予想残存期間等であります。

投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらの長期借入金の時価は、レベル 2 の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、取引金融機関が提示した時価情報の価格によっており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

(注 2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル 3 の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
営業投資有価証券	類似会社の市場価格に基づく評価技法	EV/EBITDA倍率	6.6倍～12.0倍
		非流動性ディスカウント	10%

上表では、当社が保有する未上場投資先の新株予約権や新株予約権付社債等の株式以外の投資の時価評価に関するインプットを記載しております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	営業投資有価証券
期首残高	2,853
評価・換算差額等に計上 (* 1)	△372
取得	605
売却、償還等	△400
未上場投資先の新株予約権や新株予約権付社債等から株式への転換	△262
総額法から純額法への変更により生じたレベル 3 の時価からの振替 (* 2)	△943
その他	△6
期末残高	1,474

(* 1) 評価・換算差額等に計上した金額（税効果考慮後）は、貸借対照表の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(* 2) これまでJIAP及びIconが運用するファンドへの当社出資持分に含まれる営業投資有価証券は、総額法にて計上し、その一部はレベル 3 に分類していましたが、JIAP及びIconの株式譲渡に伴い、当事業年度より、投資有価証券として純額法にて計上することに変更したため、レベル 3 の時価からの振替が生じております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

レベル 3 に分類した金融商品については、社内の時価算定の方針及び手続に従い、評価担当者がこれに沿って対象となる金融商品の性質、特性及びリスクを適切に反映できる評価技法を決定し、用いられた評価技法及びインプットの妥当性を確認のうえ、時価を算定及び分析しております。また、時価の算定結果については適切な責任者が承認しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

EV/EBITDA倍率は、類似会社における企業価値（Enterprise Value）を当該類似会社のEBITDAで除した数値であります。類似会社の市場価格に基づく評価技法において、類似会社のEV/EBITDA倍率が著しく上昇（下落）した場合、営業投資有価証券の時価の著しい増加（減少）が生じます。一方で、非流動性ディスカウントが著しく上昇（下落）した場合、営業投資有価証券の時価の著しい減少（増加）が生じます。

8. 持分法損益等に関する注記

当社の非連結子会社及び関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて、重要性が乏しいため持分法損益等の記載は省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1)子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	JAFCO Investment (Asia Pacific)Ltd (注1)	シンガポ ール	15百万 シンガポ ールドル	ファンド 運用業務	所有 直接100%	投資幹旋 業務の委託	配当金の 受取	2,262	－	－
							現物配当 の受取 (注2)	1,403	－	－

- (注) 1. 当社は、2025年10月31日にJAFCO Investment (Asia Pacific) Ltdの全株式を売却したため、同社は関連当事者に該当しないこととなりました。取引金額は売却時までの取引高を記載しております。また、資本金及び議決権等の所有割合は同社が関連当事者に該当しなくなった時点のものを記載しております。
2. 現物配当の受取は、JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltd株式の売却に際し、同社が保有するファンド出資持分の一部を取得したものであります。
3. JAFCO Investment (Asia Pacific) Ltdは、2025年11月24日付でJIF Capital Ltd.に社名を変更しております。

(2)役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金	事業の 内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	豊貴 伸一	－	－	取締役 会長	被所有 直接0%	当社取締役 会長	自己株式 の処分 (注3)	43	－	－
役員	三好 啓介	－	－	取締役 社長	被所有 直接0%	当社取締役 社長	資金貸付	3	長期 貸付金	39
							資金回収	16		
							利息受取 (注2)	0	未収収益	0
							自己株式 の処分 (注3)	43	－	－

- (注) 1. 価格その他の取引条件は市場価格等を勘案し、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。
2. 貸付に関する金利については、市場金利に基づき決定しております。
3. 譲渡制限付株式報酬制度に基づく金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ファンド運用事業の単一セグメントであり、売上高のうち、管理報酬と成功報酬で構成される投資事業組合管理収入は、顧客との契約から生じる収益であります。なお、当該収益のファンド種類ごとの分解情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

			当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		
			投資事業組合管理収入		
ファンド名	設立	満期(予定)	管理報酬	成功報酬	合計
ジャフコSV4シリーズ	2013年3月	2026年12月	－	430	430
ジャフコSV5シリーズ	2016年8月	2026年12月	408	－	408
ジャフコSV6シリーズ	2019年6月	2029年12月	1,036	－	1,036
ジャフコSV7シリーズ	2022年6月	2032年12月	1,670	－	1,670
その他	－	－	94	－	94
合計	－	－	3,208	430	3,639

(翌期以降に認識することが見込まれる管理報酬について)

ファンドの管理報酬は、概ね四半期ごとにコミットメント総額等に一定の料率を乗じた金額を受領することとなっており、当該料率はファンドの満期に近づくにつれて遞減する契約となっております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

① 契約及び履行義務に関する情報

イ. 履行義務に関する情報

履行義務に関する情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

ロ. 重要な支払条件に関する情報

管理報酬は、契約に基づき、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。成功報酬は、組合員に対する分配の累計額が総出資金額を超えた時点から、ファンドが分配を行うタイミング毎に受領しております。

② 取引価格の算定に関する情報

管理報酬は、契約に基づく料率をコミットメント総額等に乘じて算定しております。成功報酬は、契約に基づく料率を、既分配累計額と現時点の分配可能額の合計額からコミットメント総額を控除した額に乘じて算定しております。

なお、成功報酬については、ファンドの運用成果に応じて対価が決まることから、変動対価としております。当該ファンドの運用成果は、市場の変動性又は第三者の判断若しくは行動等、当社の影響力が及ばない要因に影響を受けやすいことから、変動対価の額の見積りには著しい不確実性があるため、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めております。

③ 履行義務への配分額の算定に関する情報

管理報酬及び成功報酬は、それぞれ単一の履行義務として認識しており、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

④ 履行義務への充足時点に関する情報

履行義務の充足時点に関する情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	23
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	－
契約資産（期首残高）	165
契約資産（期末残高）	72

契約資産は、ファンドの運用義務に係る対価である成功報酬に対する当社の権利に関するものであります。当該対価は、契約に基づき、収入金額が期末時点で将来、著しい減額が発生しない可能性が高いと見込まれた時点から契約資産として認識し、ファンドが分配を行うタイミング毎に受領しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

翌期以降に認識することが見込まれる管理報酬に関する情報は、「(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

また、ファンドの運用成果に応じて対価が決まる成功報酬は、「(2) 収益を理解するための基礎となる情報 ② 取引価格の算定に関する情報」に記載の通り、当社の影響力が及ばない要因の影響を受けやすく、各ファンドのパフォーマンス予想が困難であるため、変動対価の額の見積りについて著しい不確実性が解消するまでは、見積りの額は算定せず、収益認識をしておりません。従って、本注記においても、翌期以降に認識することが見込まれる成功報酬に関する情報の記載は省略しております。

11. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 1 株当たり純資産額 | 2,548円70銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 123円65銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。